

ホサロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案） についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成26年1月28日～平成26年2月26日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】</p> <p>1. ADI 値は妥当です。</p> <p>2. ADI 値から察するに果物、茶、野菜などにおける残量は高い様子は覗えます</p> <p>3. したがって、当化学物質は、果物などに散布した後、紫外線などで分解され無害になるのかどうか、調査を要すると感じます。すなわち当物質の薬効が優れているにも関わらず、親化合物が長時間にわたり残留するのか、あるいは殺虫後に紫外線で分解され無害な物質になるのか、行政側は一般市民の健康を守る上でも、調査する必要があると感じます。</p> <p>4. Che 阻害作用を有する化学物質は、サリンほどではないにせよ、化学的テロの対象物質、あるいは強力な化学的テロ物質の原料になります。当該物質がそのものではないにせよ、なんらかの注意あるいは、規制の注意（取り扱い厳重注意など）が必要なのではないでしょうか。</p>	<p>【回答1】</p> <p>1. について 御意見ありがとうございました。</p> <p>2. ～3. について 果物、茶、野菜等の食品中の残留基準値につきましては、厚生労働省において、ADIを超えない範囲で設定されております。食品安全委員会では、今回設定したADIに基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されるところと考えます。</p> <p>4. について 御意見ありがとうございます。 いただいた御意見はリスク管理に係るものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省に伝えます。</p>

5. また、Che 阻害作用は、乳幼児や幼児におけるリスクが指摘されて久しい物質の一つです。2 世代生殖毒性試験などにおいて、児動物における行動など最低限の中枢神経系機能毒性を調査すべく、企業側にデータ開示を求めていると感じます。

【意見 2】

当該殺虫剤をラットに使用した 2 年間慢性毒性発がん性併合試験からの無毒性量の最小値を定義する前に、個々の試験体のみを対象とせずに、当該殺虫剤を使用する圃場及びその周辺環境における生物濃縮を前提としたホットスポット的な急性及び慢性の毒性について、中長期にわたる影響評価をモニタリングすべきと考えます。今回の試験のみで ADI を設定することは極めて性急と考えざるを得ません。中長期のモニタリングについて、導入を希望する製薬会社に負担を与えるものではありませんが、自然生態系に今までに無い化学物質を新たに放出する立場として、その審査においては相当の経営リスクを背負わざるを得ないことは必然と考えます。

5. について

安全係数は、種差を考慮して 10、個体差を考慮して 10 としており、合わせて 100 と設定しております。個体差 10 については、幼小児、妊婦、高齢者等を考慮した数値となっております。

また、御指摘の子供へのリスクについては、ラットを用いた 2 世代繁殖試験等が実施されており、これらも考慮して ADI を設定しています。

【回答 2】

御意見ありがとうございます。食品安全委員会では、今回設定した ADI に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えております。

いただいた御意見はリスク管理にも関するものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省及び環境省へ情報提供させていただきます。

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。